

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

平成24年2月10日
日本マスタートラスト信託銀行

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(第1から第4共通)

当社は、「資産管理業務の新たな発展に貢献し、資産管理専門銀行として最高のサービスを提供する。」ことを経営ビジョンに掲げ、資産管理専門業務に特化した金融機関として社会に貢献していく所存です。したがって、現状、当社では中小企業向け貸出および住宅ローンを含め、企業、個人向け貸出は行っておりません。

なお、企業・個人向け貸出を開始する場合には、法令等に基づき、経営の関与により、適切な金融円滑化に係る推進・管理体制を構築いたします。

